

【果樹共済】重要事項説明書

この説明書は、果樹共済の加入にあたり、あらかじめご承知いただきたい重要事項(契約概要、注意喚起情報)をまとめたものです。必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ加入申込みいただきますようお願いいたします。

I 「契約概要」の項目

以下、重要な事項のうち果樹共済の仕組みの内容をご理解いただくために必要な情報を記載しています。

果樹共済の対象果樹は、結果樹齢になった、りんご、ぶどう、なし、もも、かき、すももの6樹種が定められています。

□6 収入保険制度に関する引受の留意事項

(1)引受の留意事項

減収総合一般方式・全相殺方式・災害収入共済方式及び地域インデックス方式に加入後、収入保険制度に移行した場合は、共済掛金を全額返還します。ただし、事務費賦課金は未経過月分を返還します。

(2)損害評価の留意事項

上記加入方式に加入後、収入保険制度に移行する場合は、花芽の形成期から移行する前日までの間に共済事故が発生した際は、組合に事故発生通知を届けることにより収入保険制度に移管されます。

「重要事項の説明及び勧誘方針に関する規則」による重要事項のお知らせ

重要事項説明書

平素は、NOSA I をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、共済の加入にあたり、次の内容をご確認・ご了解のうえお申込みいただきますようお願いいたします。

1 「金融商品の販売等に関する法律」に基づく説明

農業共済制度は、農家と国が「掛金」を出しあって共同準備財産を造成しておき、事故や災害にあったときに損害の補償をするための「共済金」を支払うという、相互扶助を基本として農業保険法で裏付けられている唯一の制度です。行政庁の指導・監督のもと、組合・国の2段階による責任分担を行って広く危険分散を図るなど、共済金の確実な支払いができる仕組みを採っております。

しかしながら、大災害が発生し、長野県農業共済組合の各事業の積立金の状況によっては万が一、お支払いする共済金が削減されることがあります。

2 「個人情報の保護に関する法律」に基づく説明

加入者等の皆様の個人情報を適正に取り扱うために、関係法律、諸法令及び個人情報保護委員会のガイドラインに定められた義務を誠実に遵守します。その取扱いについては次のとおりです。

- ・引受推進、損害評価・共済金等の支払及び損害防止事業等の実施等への利用
- ・保険金及び補助金請求等に係る事務の共同処理等のための関係団体等への提供利用
- ・共済掛金徴収及び共済金支払に係る口座振替のための金融機関への提供利用
- ・その他、関係法令・条例に定められた事業運営上必要な目的のための利用

個人情報の開示、内容の訂正・追加・削除及び利用の停止等の請求がある時は、本人または代理人確認を実施したうえで対応します。

3 「反社会的勢力への対応に関する基本方針」に基づく説明

「反社会的勢力への対応に関する基本方針」に定義されている反社会的勢力に該当することが判明した場合、ならびに反社会的勢力に該当しないこと及び自らまたは第三者を利用し暴力的な要求行為等を行わないことを表明・確約いただけない場合は、加入申し込みをお断りします。

加入後に反社会的勢力であることが判明した場合、または暴力的要求行為等をした場合は、共済契約が無催告で解除される場合があります。この場合、納付した共済掛金等は返還しません。

本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、組合担当までお問い合わせください。

この説明書で分かりにくい点、また、詳細については、NOSA I 長野にお問い合わせ願います。

□1 共済の仕組み

(1)農業共済事業は、国の農業災害対策として、農業保険法に基づき運営が行われ、行政庁の指導・監督のもと、当組合と国が保険関係を結び、各々が責任の一部を負担し、危険分散を図るなど、安定した事業ができる仕組みとなっています。

(2)加入資格者は、次の加入方式ごと定められた一定規模以上の栽培面積を有した、組合員等の方です。

①減収総合方式(半相殺方式・樹園地方式)及び全相殺方式

類区分ごとに5アール以上の栽培面積

②特定危険方式(半相殺方式・樹園地方式)

類区分ごとに5アール以上の栽培面積、かつ栽培面積の合計が20アール以上で、5年以上の栽培経験者

③災害収入共済方式

樹種ごとに5アール以上の栽培面積、また果実の生産量のおおむね全量を過去5年間に於いてJA等に出荷しており、かつ今後もおおむね全量をJA等に出荷することが確実であると見込まれる場合

④地域インデックス方式

樹種ごとに5アール以上の栽培面積

(3)共済関係は、加入申込者が対象となるすべての園地について申込み、組合が承諾したときに成立します。

(4)承諾を拒む場合

組合は、加入申込書の内容を検討また現地調査等を行い、加入申込者が対象となるすべての園地について申し込みをしていない場合及び次の事由に該当すると認められた場合は加入の承諾を拒むものとします。

(承諾を拒む事由)

①共済事故の発生が相当の確実さをもって見通されること

②標準収穫量又は基準生産金額の適正な決定が困難であること

③損害の額の適正円滑な認定が困難であること

④果樹の栽培が果実の収穫を目的としないこと

⑤常に肥培管理が行われず、又は行われないおそれがあること

□2 補償の内容

(1)果樹共済は、年々の果実の損害を対象とします。なお、同一樹種において、品種や栽培方法によって収穫時期や被害発生状況に差異があることから、品種によって類区分を設け、同一類区分において価格差の大きい品種が複数含まれている場合は、さらに細区分を設けています。

加入者等は、選択した加入方式及び付保割合(40%以上加入者等が選択する補償限度割合の範囲内)で算定された金額が補償されます。

(2)共済事故(補償の対象となる事故)

①減収総合方式(半相殺方式・樹園地方式)、全相殺減収方式及び地域インデックス方式

風水害、ひょう害、干害、寒害、雪害、暖冬害、凍霜害、冷害、冷湿害、雨害湿潤害、雷害、その他気象上の原因による災害、地震の害、噴火の害、地すべりの害、火災、病虫害、鳥獣害による果実の減収

②特定危険方式(半相殺方式・樹園地方式)

○減収暴風雨方式:最大風速13.9m/s以上又は最大瞬間風速20.0m/s以上の暴風雨(以下「暴風雨」という)による果実の減収

○減収ひょう害方式:降ひょうによる果実の減収

○減収凍霜害方式:凍傷又は降霜による果実の減収

○減収暴風雨・ひょう害方式:暴風雨又は降ひょうによる果実の減収

○減収暴風雨・ひょう害・凍霜害方式:暴風雨、降ひょう又は凍傷若しくは降霜による果実の減収

③災害収入共済方式

上記①による果実の減収及び品質の低下を伴う果実の生産金額の減少

④全相殺品質方式

上記①による果実の減収及び品質の低下を伴う果実の収穫量の減少

(3)共済金

①半相殺方式・樹園地方式・全相殺方式・地域インデックス方式

◇共済金 = 共済金額 × 支払割合

(支払割合は損害割合に応じて定められます)

※類区分ごとの共済事故による減収量の合計が、基準

収穫量に対し、補償限度割合(加入する方式ごとに加入者等が選択した補償限度割合)を超えた場合に、共済金が支払われます。(全相殺方式は JA 等の出荷実績又は青色申告書等により把握する)

※支払共済金の算定の基準となる「基準収穫量」は、減収総合方式の場合、その年に見込まれる収穫量を園地条件、肥培管理等を調査し、標準収穫量を調整して定めます。特定危険方式の場合は、摘果終了後に着果数調査を行い、標準収穫量を調整して定めます。樹園地方式の場合は樹園地ごとに定めます。

②災害収入共済方式

◇共済金 = (共済限度額－生産金額)

加入者等ごとに共済事故による果実の減収又は品質の低下(品質を含む実収穫量の合計が、基準収穫量に達しないものに限る)がある場合において、その加入者等の果実の生産金額が基準生産金額(平年の生産金額)に対し、加入者等が選択した補償限度割合を下回った場合に、共済金が支払われます。

○基準収穫量:収穫される前年の出荷実績が明らかになった時点で、隔年結果による収穫量の変動等を踏まえ推定収穫量を調整して定めます。

○実収穫量:JA等へのお出荷実績に自家用、贈答用の数量を加えて算出します。(青色申告書等による把握を含む)

(4) 共済金をお支払できない場合

①共済責任期間外の災害

②通常すべき肥培管理や損害防止を怠ったために生じた災害

③共済事故の発生通知を怠り、又は悪意もしくは重大な過失によって不実の通知をしたとき

④悪意もしくは重大な過失によって共済加入申込書に不実の記載、あるいは不実の変更通知をしたとき

⑤植物防疫法の規定に違反した結果生じた損害

⑥通常の栽培方法以外のものに変更した結果生じた損害

□3 加入方式及びその概要

加入方式は大きく分けて7つに分かれます。全部で 18 方式の中から選択して加入できます。

(1)半相殺減収総合方式:加入者等ごとに、樹園地ごとの類単位で減収量の合計が、その加入者等の基準収穫量に対して、3割(又は4割、5割)を超える減収から補償します。

(2)半相殺特定危険方式:加入者等ごとに、樹園地ごとの類単位で減収量の合計が、その加入者等の基準収穫量の合計に対して、2割を超える減収から補償します。

(3)樹園地減収総合方式:樹園地ごと、類単位で減収量がその樹園地の基準収穫量の4割を超える減収から補償します。

(4)樹園地特定危険方式:樹園地ごとの減収量がその樹園地の基準収穫量の3割を超える減収から補償します。

(5)災害収入共済方式:加入者等ごとに、共済事故による果実の減収又は品質の低下(品質を含む実収穫量の合計が、基準収穫量に達しないものに限る)のある場合において、その加入者等の果実の生産金額が基準生産金額(平年の生産金額)の8割(又は7割、6割)を下回った場合に補償します。

(6)全相殺方式:加入者等ごとに、減収量の合計(品質方式は品質の低下(品質を含む実収穫量の合計が、基準収穫量に達しないものに限る)が、その加入者等の基準収穫量の2割(又は3割、4割)を超える減収から補償します。

(7)地域インデックス方式:加入者等ごと及び統計単位の地域ごとに、基準収穫量に対して、当年産統計単収に樹齢構成係数及び栽培面積を乗じた収穫量を差し引いた減収量が1割(又は2割、3割)を超える減収から補償します。

□4 共済責任期間

事故が発生したときの補償期間(以下「共済責任期間」という)は、次のとおりです。

①減収総合一般方式・全相殺方式・地域インデックス方式及び災害収入共済方式は、当該年産の前年の花芽の形成期から、当該年産の収穫期まで

②減収総合短縮方式及び特定危険方式は、当該年産の発芽期から同年の収穫期まで

□5 共済金額(補償金額)

共済事故により被害が生じた場合に、組合が加入者等に支払う共済金の最高責任限度額です。また、共済掛金の算定基準になります。

(1)半相殺方式・樹園地方式・全相殺方式・地域インデックス方式

共済金額 = 標準収穫量 × 果実の1kg当たり価額 × 付保割合

(2)災害収入共済方式

共済金額 = 基準生産金額×付保割合

※果実の1kg当たり価額は、品種等ごとに毎年農林水産大臣が定めます。地域インデックス方式は、類区分等ごとの栽培面積の割合で平均値とします。

※半相殺方式・樹園地方式の標準収穫量は、その年の天候を平年並みとし、肥培管理なども平年普通一般並みに行われたとしたときに得られる収穫量で、品種・樹齢・栽培条件及び栽植形態等に応じて定められ、共済金額(補償金額)の算定基準となります。

※災害収入共済方式の基準生産金額は、最近5か年中の出荷実績から中庸3か年の平均生産金額により算定され、樹齢構成の変化や高接ぎなどを踏まえて定められ、共済金額(補償金額)や支払共済金の算定基準となります。

□6 共済掛金等に関する事項

◇共済掛金 = 共済金額 × 共済掛金率

①共済掛金の50%を国が負担しています。

②共済掛金率は、加入方式及び過去の被害状況により危

険段階共済掛金率により加入者等ごとに異なります。

③防災施設(防風ネット等)を設置している場合は、共済掛金が割引きされます。

なお、共済掛金に加え、賦課金(事務手数料)もご負担いただきます(以下「共済掛金等」という)。

□7 共済掛金等の払込及び払込期限

(1)共済掛金等は、払込むべき金額、払込期日及び払込場所を記載した書面をもってお知らせします。

(2)払込期限

①減収総合一般方式・全相殺方式・災害収入共済方式及び地域インデックス方式の払込期限は、花芽の形成期にあたる年の

ぶどう 5月20日 りんご・なし・かき 7月1日

II 「注意喚起情報」の項目

以下、重要な事項のうち特に注意いただきたい情報を記載しています。

□1 告知(通知)義務等の内容

次に掲げる事項が発生した場合は、遅滞なく、当組合に通知してください。

(1)共済事故が発生したとき

(2)共済金の支払いを受けるべき損害があると認めたとき

①災害の種類

②災害の発生日

③災害により被害を受けた場所その他災害によって生じた損害の状況

④その他損害の状況が明らかとなる事項

(3)加入申込書に記載した事項に変更が生じたとき

(4)共済目的について、次に掲げる事項が生じたとき

①共済目的を譲渡したとき

②共済目的を伐採又は高接ぎしたとき

③栽培方法を変更したとき

□2 共済責任期間開始期及び加入申込期間

①減収総合一般方式・全相殺方式・地域インデックス方式及び災害収入共済方式の共済責任期間の始期は、当該年産の前年の花芽の形成期からです。加入者等は栽培する樹種のすべてについて、2月1日から

ぶどう 4月30日 りんご・なし・かき 5月30日

もも・すもも 6月30日

までの期間に加入申込書を提出することになっています。

②減収総合短縮方式及び特定危険方式の共済責任期間の始期は、当該年産の発芽期からです。加入者等は、栽培する樹種のすべてについて、12月1日から

りんご・なし・もも・かき・すもも 3月10日

ぶどう 3月20日

までの期間に加入申込書を提出することになっています。

□3 損害防止の義務及び分割評価

(1)通常すべき肥培管理、病虫害防除などの損害防止を行な

すもも 7月30日 もも 8月1日 になります。

※ただし、加入者等の申請により組合が承諾した場合は、共済掛金を2回に分割して払い込むことができます。

②減収総合短縮方式及び特定危険方式の払込期限は、発芽期にあたる年の

りんご・なし・もも・すもも 4月5日

かき 4月10日 ぶどう 4月20日 になります。

なお、払込期限までに共済掛金等の払込みがない場合、共済関係が解除されますのでご了承ください。

※共済掛金等は口座振替、現金(金融機関窓口支払、現金集金)で納入いただいておりますが、現金納入にかかる事故を未然に防止するため、共済掛金等の納入については、原則として口座振替を利用されますようお願いいたします。

うことは加入者等の義務となっています。

(2)肥培管理の粗放、病虫害防除の不適切その他共済事故以外の原因によると認められる損害は、共済事故による損害との分割評価を行い、次の原因による減収量又は損害額は共済事故として取り扱いません。

①共済事故以外の原因による損害であることが明らかな場合

②共済責任期間外に発生した災害による損害であることが明らかな場合

③共済事故による損害であることが確認できない場合

□4 共済関係の解除等

(1)告知義務違反による解除

加入申込みの際、故意もしくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、共済関係を解除することがあります。

(2)重大事由による解除

次のことがあった場合には、共済関係を解除します。

①共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたとき

②共済関係に基づく共済金の支払の請求について、詐欺を行い、又は行おうとしたとき

③組合の加入者等に対する信頼を損ない、共済関係の存続を困難とする重大な事由があるとき

□5 共済掛金等の返還の有無

共済関係の無効の場合若しくは失効の場合又は組合が共済金支払の責めを免れる場合においても、すでに受け取った共済掛金等は返還しません。

ただし、無効の場合において、加入者等が善意であって、かつ重大な過失がなかったときはこの限りではありません。